

料金表（兼ご契約に関する説明書）

宮原社労士事務所

第1 相談報酬、調査報酬

相談報酬とは、労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合に受ける報酬です。

調査報酬とは、依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等その他特別な業務に従事した場合に受ける報酬です。

業務名	報酬額(税込)
相談報酬（原則、社労士がお客様宅をご訪問します。）	(1時間あたり) 11,000円
調査報酬	(1時間につき) 11,000円

第2 手続報酬

手続報酬とは、労働保険・社会保険関係の事務手続の代行について、個別に受託した場合に受ける報酬です。

業務名	業務内容	報酬等の額(税込)
個別労働関係紛争	着手金	44,000円
	報酬金	経済的利益の10%(税別)
年金 裁定請求	老齢年金給付請求	33,000円
	障害年金(一般)給付請求	33,000円
	障害年金(特定)給付請求	年金初回支給額の10%(税別)
	遺族年金給付請求	33,000円

第3 報酬のお支払方法等

(1)お支払い方法・期日

相談報酬につきましては、ご相談前若しくはご相談後に、現金にてお支払いいただきます。

調査報酬につきましては、調査業務が完了した日の翌日から14日以内に、お振込にてお支払いいただきます。お振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

手続報酬(障害年金(特定)給付請求を除きます。)につきましては、業務着手前に報酬額の全額若しくは着手金として報酬額の半額相当額を、残余がある場合には業務完了日の翌日から14日以内に、お振込にてお支払いいただきます。お振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

障害年金(特定)給付請求に係る手続報酬につきましては、業務着手前に着手金として33,000円(税込)を、残余については業務完了日の翌日から14日以内に、お振込にてお支払いいただきます。お振込手数料は、お客様にご負担いただきます。

（2）加算金

委託業務の遂行に相当時間を要する場合及び委託業務の内容が複雑多岐にわたる場合には、上記に規定する報酬とは別に、加算金のご負担をお客様にお願いする場合があります。

また、お客様の求めにより、弊所の営業時間外に弊所が緊急対応した場合には、報酬額について、これを50%加算させていただきます。

（3）立替金

委託業務の遂行に必要な資料については、原則、お客様に取得していただきますが、その取得を弊所が代行し、当該取得に費用（公的機関等に納付する手数料、切手等の送料、交通費等）を要した場合には立替払いとし、後日これをお客様にご請求します。

第4 報酬の特例等

委託業務の遂行に弊所が必要とする送料、交通費、駐車場料金、宿泊費等の合計額が2,200円(税込)を超える場合には、報酬とは別に、これらをお客様にご請求します。

第5 その他

委託業務着手後に、お客様の都合によりお客様が契約を解除される場合には、規定の報酬額全額をお支払いいただきます。

報酬等のお支払期日から2か月が経過してもお支払がない場合には、報酬のご請求を顧問弁護士に委任する場合があります。なお、遅延延滞利息は関係法令に基づきご請求します。